

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
日新興業株式会社	代表取締役 千種 成一郎	国土交通大臣許可 (特－３) 第 6540 号	大阪府大阪市淀川区 三国本町 1－12－30

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで (3 月)
指名停止の理由	建設業法施行令第 1 条の 2 に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していたとして、近畿地方整備局より営業停止処分を受けたため。 ※該当条項 高知県建設工事等指名停止措置要綱第 1 条規定の別表第 2 の第 20 号 (建設業法違反行為) 同要綱の取扱い別表第 2 関係 5 の (2) 付属の表内 2 の (2) (営業停止処分を受けたとき)